

2022.6

組合だより

KUMIAIDAYORI

№17

関市平賀第一土地区画整理組合



2022. 1

greeting

組合員の皆様におかれましては、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、事業推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

当組合は、分譲地（保留地）の早期完売を目指し事業を進めております。

今年度も引き続き役員一同努力して参りますので、組合員の皆様におかれましても、ご理解、ご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

topic

01

宅地（保留地）販売について

当組合は、令和元年度より宅地（保留地）の販売を開始しています。

販売中の区画については、ホームページ、QRコードからご確認頂くことが可能です。

お知り合いの方で土地をお探しの方がみえましたら、ご紹介いただけると幸いです。

ご不明な点がございましたら、事務局（☎058-274-0080）までご連絡ください。

01

宅地（保留地）販売の状況

▷ 販売区画数

30 区画 / 72 区画

▷ 販売金額

419,088 千円 / 752,500 千円

▷ 販売面積

9,079 m² / 17,102 m²

▷ 進捗率 55%

※事業計画ベース

02

販売の取組み

▷ パンフレットの作成及び
情報誌へ掲載

保留地情報を多くの皆様にお伝えできるよう、
組合にて保留地販売情報や地域情報誌「きらら」
へ販売情報を掲載しました。

▷ 新聞広告への情報掲載

令和3年12月、令和4年4月に岐阜新聞 / 朝刊に
保留地の販売情報を掲載しました。

▷ 住宅地へパンフレット配布

関市内を中心にポスティングによるパンフレット
配布を行いました。

▷ 媒介報酬料の支払いを開始

宅地建物取引業者様を対象に、令和4年1月より
報酬料の支払いを開始しました。



保留地パンフレット



地域情報誌きらら



保留地新聞広告

第23回総会開催のご報告

以下の内容にて、第23回総会を開催しました。

組合員の皆様におかれましては、総会への御出席または委任状・書面議決書の提出をいただき有難うございました。

提出議案について原案どおり可決されましたので、報告させていただきます。



令和4年度事業費収入支出予算

収 入 金		支 出 金	
項 目	予算額	科 目	予算額
借 入 金	55,690千円	工 事 費	18,000千円
補 助 金	6,200千円	補 償 費	0千円
保留地処分金	170,000千円	調査設計費	20,400千円
雑 収 入	110千円	負 担 金	0千円
清 算 金	0千円	会 議 費	200千円
繰 越 金	0千円	事 務 所 費	10,500千円
		償 還 費	171,800千円
		管 理 費	0千円
		雑 支 出	10,100千円
		清 算 金	0千円
		予 備 費	1,000千円
合 計	232,000千円	合 計	232,000千円

■主な事業内容■

- ・分譲地（保留地）の販売
- ・整地工事
- ・保留地分割に伴う雑工事
- ・地区界等杭設置業務・事業計画変更書作成業務
- ・設計管理監督業務

◆事業の進捗により、工事、業務内容が変更となる事があります。

Information

開催日時

令和4年3月25日（金）

開催場所

午後7時より

平賀公民センター

議 題

令和4年度事業費

収入支出予算について

出席者

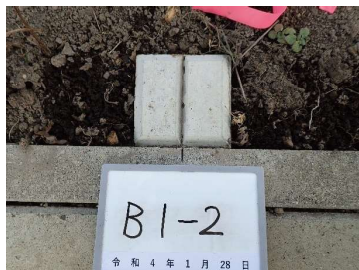
本人出席	17名
委任状による出席者	10名
書面議決書による出席	35名
合 計	62名

地区の確定杭設置について

令和3年度の発注業務にて、地区全体の面積を確定する為、皆様の仮換地に杭を設置しました。

土地の立入等ご協力いただき有難うございました。

今後仮換地の分割等で杭を設置する場合は、土地所有者様のご負担となりますのでご理解いただきますようお願いいたします。



地区内に設置した杭の一例

組合員の皆様へお願い

ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

土地の管理について

当地区が良好な住環境の美しいまちとなりますよう、皆様の土地については、これからも各自にて除草など土地の管理をしていただきますようご協力をお願いします。

地区内の道路について

区画整理事業中の道路につき、注意して走行してください。

土地の売買について

早期の事業完成に向け、宅地（保留地）販売中においては、可能な限り土地の売買をお控えいただきますようご理解、ご協力をお願いします。

土地所有権移転の届出

土地所有権を移転（売買、相続、贈与等）された場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務局に届け出てください。

各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。

❖仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致なくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。

建築行為等の届出

当地区内において、次の行為を行う場合は、許可申請が必要となります。

組合事務局までご連絡・ご相談ください。

建築物及び工作物の新築・増築・改築・土地の形質の変更、移動の容易でない物件の設置、たい積を行う場合（土地区画整理法76条第1項）

（公社）岐阜県都市整備協会のホームページから各種届出等ダウンロードが可能です。



Contact

岐阜市藪田南5丁目14番12号（公社）岐阜県都市整備協会内
関市平賀第一土地区画整理組合 事務局
TEL 058-274-0080